

台風15号に係る農業関係の被害に対する復旧対策の概要

令和元年10月2日

銚 田 市

《被害に遭った施設の再建》

○ハウス等の再建・修繕費用の補助（強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）

≪補助率≫農業共済加入者：6/10

（国 1/2（※共済金の国費相当額含む）， 県 0.5/10， 市 0.5/10）

農業共済未加入者：4/10（国 3/10， 県 0.5/10， 市 0.5/10）

○畜舎等の簡易な修理に関する経費の助成（畜産経営災害総合緊急対策支援事業）

≪補助率≫ 6/10 以内（国 1/2 以内， 市 1/10）

《被害に遭った施設の撤去等》

○ハウス等の撤去費用の補助（強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）

≪補助率≫ 6/10（国 3/10， 県 1.5/10， 市 1.5/10）

（今回被災した農業用パイプハウスに関し、市で回収した廃プラスチック処理費用は、市からの補助を更に手厚くすることで、実質無償化する）

○廃プラスチックの臨時回収の実施（9/25～10/2）【実施済】

※今後の日程の追加を検討中

《被害に遭った農業者への融資及び利子補給》

○農協系統農業災害資金（各農協）（限度額 500 万円，貸付利率 0.5%）【実施済】

○農協系統農業災害資金への利子補給による無利子化【実施済】

≪利子補給率≫0.5%（県 0.25%， 市 0.25%）

○日本政策金融公庫災害関連資金【実施済】

・農林漁業施設資金（被害復旧のための資金）（限度額 600 万円，貸付利率 0.07%）

・農林漁業セーフティネット資金（経営再建資金）（限度額 600 万円，貸付利率 0.07%）

○日本政策金融公庫災害関連資金への利子補給による無利子化

≪利子補給率≫0.07%（国費で実施）

○茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく無利子融資

・経営資金及び施設復旧資金として無利子で貸付（限度額 200 万円）

（※10月7日・8日各日 9:00～16:00 に農業者の要望受付を市役所で実施）

《今後の減災のための取組》

○いばらきの産地パワーアップ支援事業

- ・ 機能強化・規模拡大のためのパイプハウスの自力施工による新設への補助
- ・ 災害に強い生産技術高度化施設（低コスト対候性ハウス）の整備への補助

《補助率》 6/10（国 1/2, 市 1/10）

（市の上乗せ補助は、災害に強いハウスをモデル事業として実施する場合に補助）

○台風対策の勉強会の開催＜市事業＞

○農業者等への情報発信・被害状況の収集のための仕組みの検討＜市事業＞

《その他の補助》

○茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく補助

- ・ 被災に伴い必要となる種苗、肥料、薬剤等の購入費を補助

《補助率》 2/3（県 1/3, 市 1/3）

（※10月7日・8日各日 9:00～16:00 に農業者の要望受付を市役所で実施）

※ 本対策については、国・県の公表資料を基に作成したものです。事業の詳細については、今後、国・県が実施する説明会等でその内容が判明します。そのため、今回記載している内容については、実際の対策の内容と若干記載が異なる部分があり得ます。

また、詳細な事業の要件等も判明しておりませんので、全ての農家又は全ての経費が補助対象とならない可能性も十分ありますのでご承知おきください。